

# 電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

平成 30 年 6 月 27 日

日本税理士会連合会 情報システム委員会



はじめに

平成 16 年 2 月に e-Tax が、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX が運用を開始した。

平成 29 年 1 月からは、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票は eLTAX を利用して、一括作成・送信することが可能になり、納税者、税理士にとって非常に使い勝手が良くなったことに加えて、ここ数年の間に、①利用時間の拡大、②利用者 ID、仮暗証番号の即時発行、③平成 27 年度分から固定資産税（償却資産）申告データについて CSV データの取り込みと 2,000 明細を超えるデータ送信、④非 Java 化対応など次々に改善が進められた。

また、平成 30 年 3 月末に改訂された「『行政手続コスト』削減のための基本計画」によると、これまで日税連から要望してきた、①共通電子納税システムの導入、②複数地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化、③地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除、④eLTAX 受付時間の更なる拡大、⑤異動届出書提出時の利用者情報への自動反映、⑥メッセージボックスの閲覧方法の改善など、多くの利便性向上策が示され、日税連がこれまで改善要望を継続してきた項目の多くが実現されることとなった。

このように、電子申告制度の利用環境が確実に整備されており、電子申告・納税制度に対する利用ニーズが今後ますます高まってくるものと期待される。

しかしながら、今後、更なる利用者の拡大、利便性の向上を目指すためには、以下の点について実現していく必要があるものとする。

- ① インフラ環境に障害が起きた場合の救済措置を明確にすること。
- ② 受付時間は e-Tax と統一し、将来的に 24 時間 365 日の利用を可能とすること。
- ③ OS やブラウザ等のバージョンアップへの対応をさらに早めること。
- ④ 申請・届出についても 100%対応すること。

その他、お知らせメールの内容の充実や、操作方法の簡便化などの要望もあり、是非ともこの要望書にて提起した項目が早い段階で実現され、利用者にとって真に利便性を感じられるシステムとなることを期待する。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性のさらなる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」において示された eLTAX と e-Tax の連携だけにとどまることなく、両者を統合した一つのシステムで運用されることが望ましいと考えられる。

## 【重要要望項目】

### (インフラ環境に関する救済措置)

#### 1. インフラ環境に障害が起きた場合の救済措置を明確にすること。

国税でインフラ環境に障害が起きた場合は、国税通則法施行令 3 条 2 項において、電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者が多数に上ると認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長する旨明文化されているのに対し、地方税は地方公共団体の条例により対応されていない。

eLTAX の活用が進んでいる中で接続障害、システム障害が起きた場合の影響は計り知れないものがあるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 5 の 2「災害その他やむを得ない理由」に、接続障害、システム障害が含まれることを明文化するよう求める。

### (受付時間)

#### 2. 利用時間を拡大すること。

2019 年 9 月より、年末を除く毎月の最終土日及び確定申告期には全ての日での稼働が予定されている。しかしながら、利用者の利便性を考慮すれば、eLTAX と e-Tax の利用時間は統一されていることが望ましい。このため、2019 年 1 月から e-Tax で実施される利用時間の拡大（平日は 24 時間、土日については、確定申告期間が 24 時間、その他の期間は毎月の最終土日の 8：30～24：00）に早急に合わせる。また、将来的に更なる電子申告による優位性・利便性の向上を図るため、24 時間 365 日の運用がなされるよう要望する。

### (システム)

#### 3. 一般的な OS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、当面の課題として、署名が不要な手続きについては Microsoft Edge に速やかに対応すること。

#### 4. 全ての都道府県及び市町村において、全ての申告、申請、届出を提出可能とすること。

提出先によって紙媒体で提出しなければならない書類もあるため、全ての都道府県及び市区町村において、全ての申告、申請、届出が電子で提出可能となることを要望する。

### (対応税目)

#### 5. 個人住民税の申告に対応すること。

年金収入額が 400 万円以下の年金受給者について、確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合がある。

また、上場株式の配当等について、所得税と異なる課税方式を選択する際に住民税の申告

を行う場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に早期に対応するよう要望する。

### (メッセージボックス)

#### 6. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

申告完了後の受信通知の保存期間が400日から120日に短縮された。これはe-Taxの1,900日に比較して極端に短く、保存期間の延長を要望する。

### 【要望項目】

#### (システム)

##### 1. 利用可能な文字を増やすこと。

現在、eLTAXで送信可能な文字に限りがあり、環境依存文字、旧字体、半角文字等が使えない状態にある。申告書の送信自体は可能であるが、申告データ上の氏名を正確に表示させるためにも対応文字コードを拡充すること。また、メールアドレスへ登録できる記号について、少なくともe-Taxで登録可能な記号については同様に使用できるようにすること。

(具体例：+ 等)

##### 2. 入力可能文字数を増やすこと。

現状の入力可能文字数では必要な内容が表現しきれないため、入力可能文字数を拡大するよう要望する。

給与・公的年金等の支払報告書の入力欄の文字数の例

(e-Tax(源泉徴収票)の300字に対し、eLTAX(給与・公的年金等の支払報告書)は65字 等)

##### 3. 申告書に添付したファイルを送信前・後に確認できるようにすること。

送信前の添付の確認や事後の問い合わせ等に対応するため、添付したファイルを送信前後で確認できるようにすること。

#### (利用届出・暗証番号)

##### 4. 利用届出について利便性を向上させること。

eLTAXを利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録する必要があり、市区町村ごと、税目ごとの設定が大変煩雑であることから、提出先の自治体及び利用税目の選択を不要とすること

##### 5. 暗証番号について以下の項目について改善すること。

(1) 登録したメールアドレスを失念した場合は、利用者IDを再取得するしかないが、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなるため、暗証番号の再発行について郵送による通知を追加すること。

- (2) 利用届出提出時は仮の暗証番号が交付されるため、再度設定し直さなければならない。  
暗証番号は e-Tax と同様に申請時に設定できるようにすること。

#### (申請・届出)

### 6. 電子申請・届出について即時に受信通知を発行すること。

電子申請・届出については、自治体の審査が終わらなければ受け付けられないため、e-Tax と同様に受信時に即時に受信通知を発行し、再提出等が必要な場合は改めて連絡がくることを要望する。

### 7. 作成可能な書類を拡大すること。

eLTAX においては電子申請・届出で対応可能な書類が限定されているため、e-Tax と同様に更正の請求書等について対応可能になることを要望する。

#### (メッセージボックス)

### 8. メッセージボックスについて以下の項目について改善すること。

- (1) 電子申請・届出の受付確認画面には、送信を行った税理士の利用者 ID、氏名は記載されているが、届出等の対象となった納税者については利用者 ID しか記載されていない。このため、届出等の受付確認画面も申告時の受信通知と同等の記載内容とすること。

#### (納税)

### 9. 共通電子納税システムについて利便性を向上させること。

2019 年 10 月より導入予定の共通電子納税システムについて、利便性を向上させるため、ペイジー (Pay-easy) 納付、クレジットカード納付に対応すること。また、対応税目の拡大を望む。

#### (その他)

### 10. 電子申告実施後に納付書の発行を可能にすること。(新規)

2019 年 10 月より共通電子納税システムの導入が予定されているが、現状、大多数が現金納付であることから、納税者の利便性に資するため、申告内容に応じた納付書を、受信通知等を通じダウンロードする等の方法によって入手可能とすること。

### 11. プレ申告データについて改善を図ること。

- (1) 法人地方税のプレ申告データの他に、数字のみお知らせ形式のテキストでメッセージボックスに格納すること。
- (2) 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。償却資産税については、全国統一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納す

ること。

- (3) 申告書用紙については、その可否を照会し、不要との回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- (4) 都道府県・市区町村ごとのプレ申告データの扱いを統一すること。
- (5) 現在、プレ申告データの参照については、2019年9月より運用時間の拡大が予定されていることに伴い参照できる時間が延長されるが、更なる利便性向上のため、利用時間外であっても参照できるようにすること。

## **12. 非 Java 化後の対応について改善すること。**

非 Java 化対応後、ActiveX に依存するシステムとなり、Windows10 の標準ブラウザである Microsoft Edge に対応できない状態であるが、Microsoft 社は今後 ActiveX について縮小していく旨公表しており、セキュリティ上の問題も懸念されるため、早急に非 ActiveX 化すること。

### **(国税との情報連携の徹底)**

## **13. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。**

『行政手続コスト』削減のための基本計画」において、国税との情報連携の徹底が掲げられているが、納税者の税務手続のワンストップ化を実現するため、最低限、eLTAX と e-Tax の受信窓口を一本化すること。

以上